

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和4年7月13日（令和4年（行情）諮問第409号）

答申日：令和4年11月2日（令和4年度（行情）答申第306号）

事件名：「運用課長と隊員との懇談時における隊員の意見に対する陸幕の考えについて」の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「運用課長と隊員との懇談時における隊員の意見に対する陸幕の考えについて 5. 5. 28 国際貢献PJ」（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成30年11月30日付け防官文第18649号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

- (1) 原処分で開示された行政文書のうち、本件対象文書の一部不開示は不当であり、原処分を取り消し又は撤回して不開示部分を開示することを求める。
- (2) 本件対象文書は、1993年に国連カンボジアPKO（UNTAC）に派遣された陸上自衛隊の部隊がUNTACの文民スタッフである「選挙監視員」の安全確保のための諸活動を実施するに当たり、当時陸上幕僚監部で運用課長をしていた自衛官が陸上幕僚長の指示でカンボジアの自衛隊宿営地に出張し、派遣部隊に同活動について説明した際に、部隊の幕僚たちから出た意見とそれに対する陸上幕僚監部の考えを記した文書と思われる。防衛省は、これを公にした場合、「自衛隊の体制、能力、運用要領及び情報関心が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせるおそれがある」とともに「率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがある」として、「隊員の意見」と「陸幕の意見」が記されている部分のすべてを不開示としているが、すでに文書作成から四半世紀（25年）以上が経過しており、防衛省が不開示の理由としている

ような「おそれ」は当たらない。むしろ、開示する方が、「政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするとともに、国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資する」という法の目的に合致すると思料する。よって、本件対象文書の不開示部分を開示することを求めるものである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、「1993年5月に当時の陸上幕僚長とカンボジア派遣施設大隊長との間でやりとりした文書すべて（ただし発簡番号のついていない文書は除く）」の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、別紙に掲げる文書1ないし文書3を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、平成30年8月14日付け防官文第13062号により、別紙に掲げる文書1について、法5条5項の規定に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分を行った後、同年11月30日付け防官文第18649号により、別紙に掲げる文書2（本件対象文書）及び文書3について、法5条1号、3号及び5号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分）を行った。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものである。

なお、本件審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約3年5か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

2 法5条該当性について

原処分において不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表のとおりであり、別紙に掲げる文書2及び文書3のうち、法5条1号、3号及び5号に該当する部分を不開示とした。

3 審査請求人の主張について

審査請求人は、「防衛省は、これを公にした場合、「自衛隊の体制、能力、運用要領及び情報関心が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせるおそれがある」とともに「率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがある」として、「隊員の意見」と「陸幕の意見」が記されている部分のすべてを不開示としているが、すでに文書作成から四半世紀（25年）以上が経過しており、防衛省が不開示の理由としているような「おそれ」は当たらない。むしろ、開示する方が、「政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするとともに、国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資する」という法の

目的に合致すると思料する」として、原処分で開示された行政文書のうち、本件対象文書の一部不開示は不当であり、処分を取消し又は撤回して不開示部分を開示することを求めるが、原処分においては、別紙に掲げる文書 2 及び文書 3 の法 5 条該当性を十分に検討した結果、上記 2 のとおり、別紙に掲げる文書 2 及び文書 3 の一部が同条 1 号、3 号及び 5 号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

よって、審査請求人の主張には理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第 4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和 4 年 7 月 13 日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月 28 日 審議
- ④ 同年 10 月 13 日 委員の交代に伴う所要の手続の実施、本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同月 27 日 審議

第 5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

処分庁は、別紙に掲げる文書 2 及び文書 3 の一部を不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、不開示部分のうち、別紙に掲げる文書 2 の不開示部分（以下「本件不開示部分」という。）の取消しを求めているところ、諮問庁は、原処分は妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

当審査会において本件対象文書を見分したところ、本件不開示部分には、隊員の意見に対応する形で、特定地域における自衛隊の運用要領、活動内容や方針、現地の状況、装備品、他国の行動、輸送能力、派遣施設内の状況等に係る陸上幕僚監部の考えやその所掌部門について具体的かつ詳細に記載されていることが認められる。

本件不開示部分に記載された上記の情報の内容からすると、これを公にすることにより、輸送能力等を含む自衛隊の派遣活動に係る能力、警備態勢、派遣施設内の状況、関心事項及び運用要領やその方針等が覚知又は推察されることから、これらの情報が他国等に知られるなどすることにより、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあるとともに、他国との信頼関係が損なわれるおそれがある

と行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条3号及び5号に該当するとして不開示とした決定については、同条3号に該当すると認められるので、同条5号について判断するまでもなく、妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 小林昭彦, 委員 白井玲子, 委員 常岡孝好

別紙

文書1 E B n長へ 陸幕P J長 5. 5. 19

文書2 運用課長と隊員との懇談時における隊員の意見に対する陸幕の考え
について 5. 5. 28 国際貢献P J (本件対象文書)

文書3 緊急事態広報要領について

別表（原処分において不開示とした部分及び理由）

文書番号	不開示とした部分	不開示とした理由
<p>文書2 （本件対象文書）</p>	<p>「隊員の意見」， 「陸幕の考え」及び 「所掌」欄の全部</p>	<p>自衛隊の運用に関する情報であり，これを公にすることにより，自衛隊の体制，能力，運用要領及び情報関心が推察され，自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせるおそれがあるとともに，国の機関の内部における協議に係る情報であり，これを公にすることにより，率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあることから，法5条3号及び5号に該当するため不開示とした。</p>
<p>文書3</p>	<p>氏・階級</p>	<p>個人に関する情報であり，特定の個人を識別することができることから，法5条1号に該当するため不開示とした。</p>
	<p>最終行の一部</p>	<p>自衛隊の運用に関する情報であり，これを公にすることにより，自衛隊の体制，能力，運用要領及び情報関心が推察され，自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせるおそれがあることから，法5条3号に該当するため不開示としました。</p>